

## 無期刑受刑者の仮釈放に係る勉強会について

### 1 本勉強会の経緯

本年8月の保岡興治法務大臣（当時）の指示を受け、保護局を中心として、刑事局、矯正局及び秘書課も加わり、課長級の勉強会を発足。森英介法務大臣の下、引き続き検討を進め、無期刑受刑者の仮釈放の運用が透明性を持ち、国民に分かりやすい制度となるよう様々な観点から対応策を協議

### 2 仮釈放の手続の流れ

仮釈放の手続の流れについては、別添資料のとおり

### 3 報告書の概要

#### [無期刑受刑者の仮釈放の運用に関する理解]

マスコミ報道、インターネットサイトにおけるブログ等を確認したところ、一部に「無期刑受刑者は、受刑後10年又は十数年が経過すれば、仮釈放が許されて自由になる。」等との理解

#### [無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況(平成10年～平成19年)]

◎ 無期刑受刑者のうち、仮釈放が許されるのは、多くても年間十数人程度。仮釈放時の在所期間は20年以上の者が大半であり、しかも近年長期化傾向

無期刑新仮釈放者の平均在所期間は、平成10年に20年10月であったところ、平成17年には27年2月、平成19年には31年10月

◎ 仮釈放を許されずに相当長期間服役している者が少なくない。

平成19年末の無期刑受刑者1,670人中、在所期間40～50年の者は13人、同50～60年の者は5人

◎ 仮釈放が許された者よりも在所中に死亡する者の方が多数

平成10年～19年の無期刑新仮釈放者は79人、無期刑死亡者は120人

#### [対応策]

##### ① 無期刑受刑者の仮釈放の運用についての情報公開

国民に対してより適切に情報を公開し、無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況の透明化を図るため、年1回を目途に、詳細な統計情報を、国民に分かりやすい形で法務省ホームページに登載するなどして公表

##### ② 仮釈放審理の透明性を更に向上させるための方策

仮釈放審理の行われる時期やその結果を明らかにするなど、無期刑受刑者に係る仮釈放審理の透明性をより高めるため、執行開始後30年が経過した時点で、無期刑受刑者に対する仮釈放審理を実施

##### ③ より慎重かつ適正な仮釈放審理を実現するための方策

無期刑受刑者についての仮釈放審理をより慎重かつ適正な手続により行うため、複数委員による面接、被害者等に対する調査及び検察官に対する意見照会を実施

## 仮釈放の手続の流れ

